

## 令和7年度第3回福岡県男女共同参画審議会 議事録(要旨)

### 1 開催日時

令和7年10月28日(火)13時30分～15時00分

### 2 開催形式

ハイブリッド開催

オフライン：

福岡県庁10階 行政特別東会議室

(福岡県福岡市博多区東公園7-7)

オンライン：

ZOOM

### 3 出席者

(委員)

飯塚一朗委員、石川一仁委員、大久保千穂委員、加藤聖子委員、合力知工委員、櫻たかこ委員、佐藤有里子委員、志柿敏隆委員、谷口洋子委員、中村珠美委員、原田泰伸委員、舛尾美栄子委員、森島孝委員、山本美穂委員、横山美栄子委員

(事務局等)

男女共同参画推進課(原口課長、田上課長補佐、神野参事補佐、松尾参画推進係長、福井参事補佐兼女性支援・保護係長)

女性活躍推進課(島村課長、河野課長補佐)

### 4 議題

(1) 第6次福岡県男女共同参画計画の素案について

## 5 議事内容(要旨)

### (1) 第6次福岡県男女共同参画計画の素案について

#### 【委員】

男性 DV 相談を受ける人は、女性の相談を受ける人と同じか。

#### 【事務局】

男性の臨床心理士が対応しており、女性の相談を受ける方とは異なる。

#### 【委員】

15 ページの自治会における女性の参画について、意識面と制度面での後押しが必要と考えている。例えば意識面では、分からぬことに対する不安要素が大きいのでロールモデルを周知することで不安を取り払う。制度面では、例えば那珂川市の自治会女性役員参画推進補助金は、女性役員がいる自治体に対する補助金制度を作っている。こういう制度は福岡県にはあるのか。

#### 【事務局】

県では提供していない。

#### 【委員】

意識の改革ももちろん大事だが、何か後押しするような制度面での工夫、そういうのも必要かと思う。46 ページの、多様な主体との協働促進と支援体制の充実について、地域で DV 被害者支援とかを考えることにおいても、女性の役員だとか自治会長が重要になってくるので、関係する事柄として取り組むべきと思う。

#### 【委員】

16 ページの、自治会や女性が少ない理由で、時間的に余裕がないということもある。家庭の理解や協力を得られないことが 3 番目に多い。自治会長等をされる女性に対して、何らかの補助のようなことを県は考えているか。

#### 【事務局】

自治会については市町村が直接的には支援しており、詳しいところは承知していないが、現時点では考えていない。

#### 【委員】

自治会長等を担っている女性に何らかインセンティブがあれば、それを活用して、こどもを預けることで時間的な制約の問題を解消できると思う。

#### 【委員】

防災士の資格を取得している。48 ページの防災復興における男女共同参画の推進について、政

策方針決定の場である防災会議における女性委員の増加に関して、具体的なことを県で検討されているのか。

**【事務局】**

国の計画において防災会議における女性の割合を 30 パーセントとする目標を掲げている。県としても女性の視点が非常に大事なので、県の防災会議、また検討中であるが市町村防災会議に女性が登用されるような後押し等を考えている。

**【委員】**

女性の防災士が少ないこともあり、避難所で性別に起因する問題が起きている。

**【委員】**

女性の防災士が増えると具体にどのような効果が表れるのか。

**【委員】**

例えば、小さなこどもを抱える方への配慮など、子育てに関わる機会が多い女性ならではの視点が反映される。

**【委員】**

私も防災士の資格を取得しているが、避難所において大事なことは、男性と女性両方のリーダーがいるということ。例えばトイレの数の問題、赤ちゃんがいる女性への配慮など。女性のリーダーがないと避難所運営は難しいということで、国も男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインにおいて 7 つの基本方針を示している。自治会長に女性がいるとそういう時にリーダーとして参画することになり、女性の視点が反映される。

**【委員】**

DV 被害の支援体制について、就労支援を行うというのは何らかそういったことに協力する企業のリストがあつたりするのか。

**【事務局】**

そういうリストはない。県が設置しているママと女性の就業支援センターやハローワークと連携して、1 人親の就業に理解のある企業などへの就業支援に取り組んでいる。

**【委員】**

柱 3 の、生涯を通じた男女の健康支援で、(3)②の妊娠、出産の健康支援は、性暴力の加害者、被害者を作らないというようなことも含めた形で施策に結びつけられたら良いと思っている。妊娠、出産の仕組みだけの話よりも、中学生にはどういう交際関係を作っていくのか、デート DV に結びつかないような関係が、結果的に性感染症対策、また望まない妊娠・出産を防ぐことになる。具体的な対策の時には結びつけたものにしていただきたいと思う。

**【委員】**

性教育は高校生から始めて遅く、小学校くらいから、まずは男女の違いとかプライベートゾーンのことを教えるとか、そういうのが重要という話が第一部会で出た。その中で、文科省の歯止め規定が抜けきれないところで、産婦人科医会とかは、もう少し踏み込んで、高校生、中学生くらいからどんどん教えていこうっていう動きの中で、派遣教師みたいな形で講演や指導をしているが、実際のところ校長先生や教頭先生と事前に話し合ってやっているというのが実情。

【委員】

今、委員が言われたように、若い頃からの性教育について学習指導要領の歯止め規定がある。県では性暴力対策アドバイザーが3年前ごろから学校へ派遣されて、性暴力防止のための講話を小中高校に行っている。そうしたことを通じて、学校で進んでいけば良いと考えている。

【委員】

性暴力やストーカーの問題は殺人事件に発展する場合がある。被害者の保護が重要になってくるが、例えば性被害であると病院に来られる場合がある。医療機関との連携はされているのか。

【事務局】

県では困難女性、性暴力を受けた方であるとか、DV 被害者であるとか、そういった方への支援調整会議というものを開いており、県の医師会にも参画してもらっている。県の取組状況とか、そういったところの情報共有をしながら、連携を深めている。各地域にも同様のブロック会議があり、それぞれのブロックにある医師会が参画していると認識している。

【委員】

入院されている患者の見舞いで、おそらく DV 加害者の夫等が面会させろと言つたりということがある。もちろん断るが、そういう時に、入院場所を特定することに対して疑問を感じる。医療機関との連携システムが、密に構築されれば2回目の被害などを防げると思っている。

【委員】

性暴力被害者支援センターでは、性暴力被害の相談を受けた時に、紹介する病院、クリニックのリストがあるか。

【事務局】

他部署が所管しており、詳細は承知していないが、医療機関であればどこでも良いということではないので、各支援機関で適切に対応していただけるところの掘り起こしはしていると思っている。

【委員】

ワンストップの相談体制の中には、法律関係の機能を持っているのか。

【事務局】

担当部署に確認したのち、ご報告する。

【委員】

46 ページの DV を含めたその女性支援に取り組む民間団体との情報や支援ノウハウの共有などについて、女性支援に取り組む民間団体というのはどの程度あるのか。

**【事務局】**

令和 6 年 7 月から、女性支援に関わっていただいている民間団体のネットワークを作っており、一部公的機関も含まれているが、30 団体が加盟している状況。それ以外にも、もう少し団体があるのではないかと思っているので、掘り起こししていきたいと考えている。

**【委員】**

外国人女性が孤立しないように、困難な状況に置かれないようにというような文章があるが、県としても何らか対応されているか。

**【事務局】**

例えば DV の被害者であるとか、生活困窮とか妊娠とか、複雑な事情を抱えている方であれば、支援機関につなぐ時などは通訳のサポートを提供している。

了